

労災疾患臨床研究事業費補助金研究
特定業務従事者の健康診断等の労働安全衛生法に基づく健康診断の諸課題に対する
実態把握と課題解決のための調査研究(170302-01)
平成 29 年度 研究結果の概要

研究代表者	森 晃爾	産業医科大学産業生態科学研究所 教授
研究分担者	大久保靖司	東京大学環境安全本部 教授
	三柴 丈典	近畿大学法学部 教授
	立石清一郎	産業医科大学保健センター 准教授
	永田 昌子	産業医科大学産業生態科学研究所 助教
	伊藤 直人	産業医科大学産業医実務研修センター 助教

研究目的

労働安全衛生法に基づき事業者の義務として実施されている定期健康診断には、今後検討すべきいくつかの課題が存在する。そのうち、本研究では、以下について検討することを目的としている。

1. 定期健康診断における、有所見の基準に関する知見の収集、検討を行う。
2. 特定業務従事者の健康診断の実施状況の実態把握と課題の調査を行い、特定業務従事者健康診断の対象業務の妥当性について検討を行う。
3. 健康診断における既往歴の聴取に関して、既往歴聴取の目的・聴取方法・情報の取り扱い等について、企業の規定等の実態調査を行い、既往歴聴取の在り方について検討を行う。

研究方法

3年間の研究の1年目については、3つの項目のごとに研究を行った。

1. 「有所見の基準」について

専業産業医ネットワークを対象に、労働基準監督署への報告書の各項目の「有所見者数」、「所見のあった者の人数」、「医師の指示人数」について、どのような概念で記載しているか、事例収集した。有所見の概念整理を目的に、企業統括産業医パネルおよび健康診断機関統括医パネルを対象にフォーカスグループディスカッション(FGD)を実施した。

2. 「特定業務従事者健診の対象業務」の実施状況について

事業場において、特定業務従事者健診の対象者選定方法や対象業務についての事例収集を行った。

3. 「既往歴の聴取」について

既往歴の聴取について、Web 調査を利用して事業場における個別事例の収集を行った。「健康診断機関の問診票の実状」を 64 種類の問診票の集計結果を参考に調査した。

研究成果

1. 「有所見の基準」について

「健康診断の有所見のあり方に関する事例調査」の結果、労働基準監督署への報告様式にある「所見のあった者の人数」については、健診実施者の判定が優先され、「医師の指示人数」に関しては健診実施者より産業医判断とした事例が多かった。統括産業医を対象にFGDを実施した結果、有所見のイメージとしては健診機関で異常値と判定された人や医療の継続的なフォローが必要な人、個人の正常値を外れた人という意見があったが、活用の有効性が明確ではないため、実際にはあまりこだわっていないとの実態が示された。また、「医師の指示人数」に関しては、健康診断にて要精密検査・要医療となった人数や就業制限をかけた人数、面談を実施した人数など複数の意見があった。

2. 「特定業務従事者健診の対象業務」の実施状況について

特定業務従事者健康診断の実施率は業務内容により様々であった。その中で、深夜業の実施率は94.7%と高率であったが、特殊健康診断の対象にもなる業務では、特殊健康診断の実施率の方が高かった。特定業務従事者健康診断の主な実施理由は法令順守であり、業務に起因する健康障害に関する項目が含まれていないため、事後措置等では積極的に活用していないという回答もあった。

3. 「既往歴の聴取」について

既往歴の聴取のあり方に関する事例調査では、既往歴として聴取している内容について、現在り患している疾病が含まれないとの回答があった。また服薬歴を含んでいるとの回答は約7割の回答者にとどまった。事業場での既往歴の調査内容・方法は、健診を実施する機関に依存している状況であった。健康診断機関の間診票の内容は、健診機関によって大きく異なっていた。また、既往歴の考え方にも多様性を認めた。服薬歴については、特定健康診査の標準的質問票に含まれる項目に限定されていた。

結論と今後の展望

平成29年度は3年計画の1年目であるため、2年目以降の研究を引続き行い、以下の目標を達成する。

1. 「有所見の基準」について

定期健康診断の目的を前提とした“有所見”の定義の選択肢を示し、定義ごとに基準値のコンセンサスを得る。次に、労働者全体(年齢・性別)に占める割合を算出する。その上で、「有所見の基準」に関する提言を行う。

2. 「特定業務従事者健診の対象業務」の実施状況について

質問紙調査等で実態を明らかにしたうえで、専門家によるFGDを行い想定される対象業務を抽出して、対象業務についてデルファイ法によるコンセンサス調査を行って対象業務候補を提示する。その上で、「特定業務従事者健診の対象業務」について、提言を行う。

3. 「既往歴の聴取」について

FGDによって事業者が安全配慮義務を果たしたり、労働者の健康の保持増進を目的としたりした場合の聴取すべき既往歴の基本的考え方を整理する。また、既往歴は機微な個人情報であることより、法的小よび倫理的側面からの検討を併せて行う。それらの検討の結果をもとに「既往歴の聴取」に関するガイドを作成する。